

「立命館大学人文科学研究所紀要」投稿規程

1. 本規程は、立命館大学人文科学研究所（以下「研究所」という）が刊行する『立命館大学人文科学研究所紀要』（以下「紀要」という）の投稿について定めるものである。
2. 紀要に投稿できる論文等の執筆者は以下のとおりとする。
 - (1) 研究所のプロジェクト研究の研究会員。ただし、研究会員には、学内および学外の研究分担者および研究協力者を含む。
 - (2) 研究所の重点研究領域やプロジェクト研究に関連する内容の論文等を投稿しようとする本学の教員または大学院学生（研究生、研修生を含む、以下「大学院学生等」という）。ただし、大学院学生等の場合には、事前に本学教員による研究指導を受け、かつ投稿の承認を得た者に限る。
 - (3) 上記の(1)および(2)以外の者で、紀要編集委員会（以下「編集委員会」という）が研究所の重点研究領域やプロジェクト研究の進展に必要と判断し、編集委員長が投稿を依頼する者。
3. 論文等の投稿を希望する者は、各年度の編集委員会が定める応募期間内に、所定様式による掲載申込みを行わなければならない。ただし、前項(3)の者についてはこのかぎりではない。
4. 掲載申込みを受けて編集委員会が論文等の投稿を認めた場合、執筆者は所定の期限までに完全原稿にて論文等を編集委員会に提出しなければならない。ただし、投稿論文等の掲載の可否は、編集規程に基づく所定の手続きを経て、編集委員会が決めることとする。
5. 掲載内容の区分は、編集規程の第4条に基づき、論文、研究ノート、実践報告、翻訳、資料紹介および書評とする。
6. 原稿の執筆に際して、執筆者は、剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から該当の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。
7. 原稿は横書きとし、それ以外の書式については『立命館大学人文科学研究所紀要』執筆要領によるものとする。
8. 原稿の分量は、表題、執筆者名、図表および引用などのすべてを含めて、日本語の場合、論文および翻訳は24,000字以内、研究ノート・実践報告は16,000字以内、資料紹介・書評は8,000字以内とし、外国語の場合、刷り上りページ数が日本語の場合を上回らない分量とする。
9. 原稿は、データファイルに、ハードコピーを添えて、所定の期日までに同時に提出する。
10. この規程の改廃は、編集委員会の議を経て、研究所運営委員会で決定する。

附則(1) 本規程は、2004年12月21日に施行し、2004年4月1日から適用する。

(2) 本規定の施行に伴い、『立命館大学人文科学研究所紀要』投稿規定（2002年4月）は廃止する。

(3) 2018年3月20日規程文言等整備のため一部改正。同年4月1日から施行する。